

第54号議案

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）12月15日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の改正に伴い、休業補償に係る規定を整備する必要がある。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年中野区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次の」を「懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。